

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	兵庫県運輸業健康保険組合 適用及び給付、徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県運輸業健康保険組合(以下「当組合」という。)は、適用及び保険給付、保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- 個人番号管理システムは適切な不正アクセス対策を実施
- ・仮想プライベートネットワークもしくは専用回線を利用、通信を暗号化
 - ・基幹システムと独立した個人番号専用のデータベースを設置、データを暗号化
 - ・システム利用者権限の設定

評価実施機関名

兵庫県運輸業健康保険組合

公表日

平成28年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	適用及び給付、徴収関係事務
②事務の概要	<p><制度内容> 健康保険組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくりなどの保健事業、加入者への広報活動、などを行っている。 当組合の加入者は、兵庫県内を中心とした運送業の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者(一般加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上当組合の被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者(任意継続加入者)で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。</p> <p><事務内容> 当組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第2項「健康保険法による保険給付の支給、又は保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)平成28年10月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所または加入者から収集し登録する事務 (2)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 (3)健康保険証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (4)月額変更、算定、賞与など標準報酬に係る届書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の法定給付及び付加給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 (2)法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 (3)限度額適用認定証などの給付関係証書類や医療費のお知らせなどの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)任意継続被保険者の保険料等の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 (2)任意継続被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について、個人番号による資格関係情報等の参照 (参考)システム開発と特定個人情報保護評価のスケジュール 番号制度導入に係るシステム開発は、上記1~3の事務を実現する第1次開発と、外部機関との情報連携を実現する第2次開発の2段階で実施する予定である。 今般の特定個人情報保護評価は第1次開発に係る評価であり、第2次開発を含めた評価については、システムの仕様が明らかになった後に本評価書の追加・変更を行い、評価の再実施を行う予定である。</p>
③システムの名称	健康保険組合事務基幹システム(以下、「基幹システム」という。)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康保険基幹情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一第2項 ○主務省令 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第2条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	組合事務局	
②所属長	常務理事	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町4-6-4 兵庫県運輸業健康保険組合 078-341-4801	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町4-6-4 兵庫県運輸業健康保険組合 078-341-4801	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる